

証券コード 9211

2024年3月13日

(電子提供措置の開始日 2024年3月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区神楽坂1-1

神楽坂外堀通りビル2F

株式会社エフ・コード

代表取締役社長 工藤 勉

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第18期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://f-code.co.jp/ir/stockinfo/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- 1 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時00分(受付開始 午前9時30分)
- 2 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム6D  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第18期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://f-code.co.jp>)に掲載させていただきます。

# 事業報告

2023年1月1日から2023年12月31日まで

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは当連結会計年度から、従来の日本基準に替えて、「国際財務報告基準（以下、IFRS）」を適用しております。また、当社グループは当連結会計年度より連結決算に移行いたしました。そのため、前連結会計年度において連結計算書類を作成していないことから、対前年同期及び前期末との比較を省略しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限等は解除され、社会活動は正常化に向けた動きが進んでおります。一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う世界的な原材料・資源価額の高騰による物価の上昇、欧米諸国等の金融引き締め政策による円安の進行等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが事業を展開するデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）市場及びデジタル関連IT&ビジネスコンサルティング市場においては、コロナ禍における新たなライフスタイルの確立や消費活動のオンライン化が加速したことによって、消費者のメディア接点の多様化がよりいっそう進み、これらに対応するためのデジタルシフトをはじめとしたDXへの取り組みが多く企業の多くにおいて活発なものとなっており、高成長が期待される市場として注目されております。

このような経営環境のもと、当社グループでは、従来より軸としている顧客体験を改善するテクノロジー・SaaSに加え、近年ニーズが増加するマーケティング・クリエイティブの領域にも事業を展開し、ウェブサイト構築から集客、リピート促進まで一気通貫での顧客支援を行っております。

また、当社グループの提供プロダクト及びサービスの拡大とCXデータの質及び量の増強を図り、競争力をより高めることを目的として、これまでに複数のM&Aを実行してまいりましたが、当連結会計年度においては、2023年1月31日付で株式会社KaiU、5月12日付で株式会社SAKIYOMI、8月15日付でCRAFT株式会社、8月21日付で株式会社JITT、8月31日付で株式会社マイクロウェブクリエイティブをそれぞれ連結子会社化いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、CX SaaS及び付随するプロフェッショナルサービスの受注が順調に推移したことや、M&Aによる獲得事業の提供プロダクトによってサービスが拡大したことにより、売上収益は2,482,032千円、営業利益は651,947千円、税引前当期利益は612,186千円、親会社の所有者に帰属する当期利益は484,843千円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の総額は81,328千円（無形固定資産を含む）であり、主なものは、人員増加に伴うPC等の購入が5,702千円、ソフトウェアの取得及び開発費が53,677千円です。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達については、自己資本の拡充と安定的な事業運営のために、公募及び第三者割当による新株式の発行により総額1,846,467千円の資金調達を行いました。また、運転資金等を目的として主に長期借入金4,475,000千円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは「マーケティングテクノロジーで世界を豊かに」というミッションを掲げ、未だ無限の可能性を秘めたビジネス活動におけるデジタル化の領域において、卓越した知見を有するコンサルタントによる直接的な人的サービスと、その知見を具現化したソフトウェアの提供により、多くの事業者とその先にいる生活者との豊かな関係をつなぐハブになるべく、最先端のデジタルマーケティングナレッジを提供しております。

DX・デジタルマーケティング領域の市場成長が加速する中、マーケティングテクノロジーは日進月歩で進化し、顧客ニーズも多様化・複雑化しております。このような経営環境にある中で、最先端のマーケティングテクノロジーをサービスに取込み、最適解をタイムリーに顧客へ提案・提供することが、顧客企業からの信頼を勝ち得るために必要であり、こうした取り組みが継続的な成長と安定した収益の確保につながるものと認識しております。そのために、当社グループは、以下の対処すべき課題を認識し、改善に努めております。

### ① 提供するサービスの向上

当社グループが将来にわたって成長していくためには、提供するサービスが顧客にとって常に価値あるものであるように、サービスの質・スピードともにさらなる向上が必要であると考えております。これまでに開発、リリースしたサービスは、既に多くの顧客を獲得して市場から一定の評価を得ており、十分な競争力を有するものであると認識しておりますが、めまぐるしく変化する生活者の消費行動と、その変化への対応を経営課題として企業が日々葛藤する中、DX・デジタルマーケティング領域の市場において企業がかかえる課題とそのソリューションの在り方も形を変えていくものと考えられます。それらに対

応すべく、当社グループでは最先端のデジタルメディア情報の収集体制とこれまでの顧客成功事例集約を図ると共に、当社グループの提供するサービスにシナジーがある企業のM&A等に積極的に取り組むことで、新たな質の高いサービスへ発展させていくことに注力してまいります。

## ② 優秀な人材の確保と育成

当社グループはこれまで立地と業種を問わず多種多様な要求水準に応えるDXサービスを、高度な専門知識を有する人材による人的支援を中心として提供してまいりました。当社グループの継続的な事業成長には、この人的領域でのソリューションのノウハウを十分に活用して高い質で再現していくために、引き続き優秀な人材を確保・育成していくことが重要と認識しております。企業におけるDX推進の動きが加速する中、DX市場の拡大に伴って当該領域の人材獲得は他社とも競合し、今後も難しいものとなることが考えられます。

当社グループでは、優秀な人材獲得のための採用方法の展開に加えて、当社グループの事業戦略と連携した教育による人材育成体制の確立により、継続性と安定性を備えた組織体制の構築を進めてまいります。

## ③ 認知度の向上・顧客基盤の拡大

急速なDX市場の拡大の中において、絶えず変化する企業のデジタルマーケティングへの課題解決のために当社はサービスのアップデートを繰り返し、多種多様な企業へサービス提供を行い、継続的な取引による顧客基盤の確立と収益基盤の強化を図ってまいりました。今後も拡大を続ける同市場の中でさらなる事業成長を実現するために、当社グループのサービスの認知度向上のための積極的な広報活動やインターネットを利用したマーケティング活動・大手企業との提携等をより一層推進し、それらを土台として新規顧客獲得に注力してまいります。

## ④ 技術革新への対応

当社グループがサービスを提供しているDX・デジタルマーケティングの領域は、技術革新のスピードや企業の課題解決に対するニーズの変化が速く、またそれに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界であり、これらの変化へ対応していく総合的な組織力が重要であると認識しております。当社は新たな技術に係る情報の収集、知

見の獲得、顧客ニーズに適時に応えることができる情報アセット・技術力を保有するとともに、提供サービスの改良・改善及び新サービス開発に活用してまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的に成長していくためには、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模の拡大・成長に合わせてバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、財務報告の適正性の確保、情報セキュリティの向上、個人情報の保護、リスク管理等の内部統制及びコンプライアンス体制につきまして、より実効性の高い体制となるよう必要な適材適所の人材配置等を進めて、各機能の充実を図ってまいります。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

#### ①企業集団の財産及び損益の状況 (IFRS)

| 区分                    | 第17期<br>(前事業年度)<br>2022年12月期 | 第18期<br>(当連結会計年度)<br>2023年12月期 |
|-----------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 売上収益 (千円)             | 1,071,926                    | 2,482,032                      |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円) | 69,347                       | 484,843                        |
| 基本的1株当たり当期利益 (円)      | 16.74                        | 93.94                          |
| 資産合計 (千円)             | 3,234,825                    | 10,980,258                     |
| 資本合計 (千円)             | 689,626                      | 3,324,907                      |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)   | 166.34                       | 605.40                         |

- (注) 1. 第18期(当連結会計年度)よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第17期(前事業年度)のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 当社は、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## ②当社の財産及び損益の状況（日本基準）

| 区分         |      | 第16期<br>2021年12月期 | 第17期<br>2022年12月期 | 第18期<br>2023年12月期 |
|------------|------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高        | (千円) | 660,569           | 1,071,926         | 1,498,469         |
| 経常利益       | (千円) | 149,466           | 216,132           | 326,052           |
| 当期純利益      | (千円) | 152,307           | 188,101           | 252,067           |
| 1株当たり当期純利益 | (円)  | 39.28             | 45.40             | 48.84             |
| 総資産        | (千円) | 843,306           | 2,857,851         | 8,847,771         |
| 純資産        | (千円) | 491,851           | 723,891           | 3,006,196         |
| 1株当たり純資産額  | (円)  | 120.02            | 174.56            | 570.06            |

- (注) 1. 当社は、2021年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で、また2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第17期の期首から適用しており、2022年12月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金      | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容        |
|--------------------|----------|-------------|----------------|
| 株式会社SAKIYOMI       | 10千円     | 100.0%      | SNSマーケティング支援事業 |
| CRAFT株式会社          | 10,000千円 | 80.0%       | デジタルマーケティング事業  |
| 株式会社JITT           | 10千円     | 100.0%      | デジタルマーケティング事業  |
| 株式会社マイクロウェブクリエイティブ | 10千円     | 100.0%      | デジタルマーケティング事業  |

### ③ その他の重要な企業結合の状況

当社は、2024年1月17日に株式会社BINKSの株式の一部を取得して連結子会社化いたしました。

## (7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、DX・デジタルマーケティング領域において、企業がかかえる課題の分析から施策の設計、DX人材の育成支援、DX施策の実行支援に至るまで広範なDXサービスをワンストップで展開しております。

| 主な事業 | 事業の内容                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| DX事業 | DX・デジタルマーケティングの領域において、CX SaaS [CODE Marketing Cloud] [KaiU] [hachidori] [ftraEFO] 等のSaaS型ソフトウェアサービスの提供及びその蓄積データをコアとしたプロフェッショナルサービスの提供によるDX支援 |

## (8) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 153名 (25名) | —           |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社グループは当連結会計年度より連結決算へ移行したため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|--------------|-------|--------|
| 54名 (22名) | 15名 ( - 名増 ) | 35.4歳 | 2.8年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

### ① 当社

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 東京都新宿区 |
|----|--------|

### ② 子会社

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 株式会社SAKIYOMI       | 本社：大阪市北区   |
| CRAFT株式会社          | 本社：東京都江東区  |
| 株式会社JITT           | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社マイクロウェブクリエイティブ | 本社：東京都千代田区 |



#### (10) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高       |
|--------------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 1,401,825千円 |
| 株式会社東日本銀行    | 952,951千円   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 624,990千円   |
| 株式会社島根銀行     | 441,669千円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 393,500千円   |
| 株式会社東京スター銀行  | 334,960千円   |

(注) 2023年12月現在の借入残高が、3億円以上の金融機関を記載しております。

#### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 5,273,300株  |
| (3) 株主数         | 1,973名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

| 株主名                                        | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|--------------------------------------------|-----------|----------|
| 工藤 勉                                       | 2,556,300 | 48.47    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                        | 254,700   | 4.82     |
| 梅澤 康二                                      | 237,000   | 4.49     |
| 株式会社リヴァンプ                                  | 190,200   | 3.60     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                   | 173,100   | 3.28     |
| 株式会社SBI証券                                  | 119,100   | 2.25     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 111,900   | 2.12     |
| 株式会社マイナビ                                   | 110,000   | 2.08     |
| 荒井 裕希                                      | 109,500   | 2.07     |
| 金田 喜人                                      | 105,300   | 1.99     |

(注) 当社は、自己株式238株を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                     | 第4回新株予約権                                   |
|---------------------|--------------------------------------------|
| 決議年月日               | 2021年1月25日                                 |
| 保有者の区分及び人数          | 当社取締役 3名                                   |
| 新株予約権の数             | 420個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式252,000株 (注)4                          |
| 新株予約権1個あたりの発行価額     | 無償                                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額      | 新株予約権1個あたり<br>477,484円<br>(1株あたり796円) (注)4 |
| 新株予約権の主な行使の条件       | (注)1～3                                     |
| 権利行使期間              | 2023年1月26日～2031年1月25日                      |

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人、顧問その他名目の如何を問わず委任、請負等の継続的な契約関係の地位にあることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
2. 新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できない。
3. 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
4. 2022年12月1日付で行った普通株式1株につき2株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

## (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                     |                                            |
|---------------------|--------------------------------------------|
|                     | 第9回新株予約権                                   |
| 決議年月日               | 2023年7月26日                                 |
| 保有者の区分及び人数          | 当社従業員 7名                                   |
| 新株予約権の数             | 1,320個                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式132,000株                               |
| 新株予約権1個あたりの発行価額     | 1個あたり29円                                   |
| 新株予約権の行使時の払込金額      | 新株予約権1個あたり<br>1,643円<br>(1株あたり16.43円) (注)4 |
| 新株予約権の主な行使の条件       | (注)1～3                                     |
| 権利行使期間              | 2024年4月1日～2033年8月31日                       |

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人、顧問その他名目の如何を問わず委任、請負等の継続的な契約関係の地位にあることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
2. 新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できない。
3. 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
4. 新株予約権は、新株予約権1個につき29円で有償発行しており、新株予約権行使により株式が発行された場合の発行価格1,643円、資本組入額822円に加え、会社計算規則第17条第1項第1号に従い、行使時における当該新株予約権1株当たりの帳簿価額を反映し、発行価格は1,643.3円、資本組入額は資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする）である1円を加えた823円とする。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                     |                                               |
|---------------------|-----------------------------------------------|
|                     | 第8回新株予約権                                      |
| 決議年月日               | 2022年4月25日                                    |
| 割当先                 | コタエル信託                                        |
| 新株予約権の数             | 2,000個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式400,000株 (注) 4                            |
| 新株予約権1個あたりの発行価額     | 100円                                          |
| 新株予約権の行使時の払込金額      | 新株予約権1個あたり<br>323,000円<br>(1株あたり1,615円) (注) 4 |
| 新株予約権の主な行使の条件       | (注) 1～3                                       |
| 権利行使期間              | 2025年4月1日～2032年4月30日                          |

(注) 1. 新株予約権者は、2023年12月期から2030年12月期のいずれかの事業年度において、当社の売上高とEBITDAが、下記 (a) から(c)に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。ただし、当該行使可能割合の計算により、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じた場合については、1個未満の端数については切り捨てるものとする。

- (a)2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が12億円を超過し、かつ、EBITDAが3億円を超過した場合：行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の30%
- (b)2025年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が20億円を超過し、かつ、EBITDAが6億円を超過した場合：行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の60%
- (c)2026年12月期から2030年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が30億円を超過し、かつ、EBITDAが10億円を超過した場合：行使可能割合 割り当てられた本新株予約権の100%

なお、上記における売上高は当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高とし、EBITDAは当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益に、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書）に記載された減価償却費、のれん償却費を加算した額を言う。また、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書またはキャッシュ・フロー計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。加えて、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前EBITDAをもって判定するものとする。

- る。
2. 本新株予約権者は、上記（1）で新たに行使可能となった本新株予約権のうち、(a) から (c) 各号の条件を達成した事業年度の期末時点から起算し、1年3ヶ月経過するまでの期間はその全て、1年3ヶ月経過後2年3ヶ月経過するまでの期間はその75%相当分、2年3ヶ月以降3年3ヶ月経過するまでの間はその50%相当分につき、新たに行使可能となった新株予約権を行使できない。ただし、上記にかかわらず、2031年4月1日以降は、上記①において行使可能となった全ての新株予約権を行使することができる。
  3. 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  4. 2022年12月1日付で行った普通株式1株につき2株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

| 地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                            |
|---------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 工藤 勉   |                                                                                                                                         |
| 取締役     | 荒井 裕希  | 事業本部長                                                                                                                                   |
| 取締役     | 山崎 晋一  | 経営管理本部長                                                                                                                                 |
| 取締役     | 平井 隆仁  | 経営企画室長                                                                                                                                  |
| 取締役     | 雨宮 玲於奈 | 株式会社スマートエージェンシー代表取締役<br>MRT株式会社取締役<br>株式会社コンフィデンス・インターワークス取締役<br>株式会社Grooves取締役<br>株式会社ナシエルホールディングス監査役<br>株式会社あしたのチーム取締役<br>株式会社アカリク監査役 |
| 常勤監査役   | 今村 元太  | 株式会社春木家総本店取締役<br>今村元太公認会計士・税理士事務所所長<br>株式会社情報戦略テクノロジー監査役                                                                                |
| 監査役     | 梅澤 康二  | 弁護士法人プラム総合法律事務所代表                                                                                                                       |
| 監査役     | 山岡 佑   | 山岡佑公認会計士事務所所長<br>株式会社シクミヤ代表取締役<br>ANYCOLOR株式会社取締役 (監査等委員)                                                                               |

- (注) 1. 取締役雨宮玲於奈氏は、社外取締役であります。
2. 監査役今村元太氏及び梅澤康二氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役雨宮玲於奈氏、監査役今村元太氏及び梅澤康二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役今村元太氏及び山岡佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社内監査役、ならびに社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員報酬額は、独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役社長工藤勉が、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2021年8月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）であります。

監査役報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、常勤、非常勤、業務分担の状況を考慮して、監査役にて協議して決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2021年8月30日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点での監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程については、2022年3月25日開催の取締役会において、報酬額の決定方法を代表取締役社長の工藤勉に一任する旨を決議しております。代表取締役社長である工藤勉は、当社全体の業績及び各取締役の業務遂行状況を詳細に把握しており、各取締役の担当事業の評価を行い報酬を決定するに相応しいと考えております。

なお、決定にあたっては、代表取締役社長の工藤勉が策定した報酬案を社外取締役及び社外監査役に提示し、社外取締役において会社の業績及び経済情勢等を勘案して妥当性を検証しており、監査役会は決定プロセスを確認しております。



④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |         |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|---------|--------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 58,686<br>(2,400) | 58,686<br>(2,400) | —       | —      | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,630<br>(7,380)  | 9,630<br>(7,380)  | —       | —      | 3<br>(2)              |

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補される内容であり、被保険者は当社の全ての取締役及び監査役であり、その保険料は全額を当社が負担しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役雨宮玲於奈氏、社外監査役今村元太氏及び社外監査役梅澤康二氏の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                                |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 雨宮 玲於奈 | 当事業年度に開催された取締役会の45回全てに出席し、必要に応じ、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行なっております。                                                                                                                                      |
| 常勤監査役 | 今村 元太  | 当事業年度に開催された監査役会の15回全てに出席しております。また、当事業年度に開催された取締役会の45回全てに出席するとともに、その他重要な会議の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計に関する発言を行っております。また、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。 |
| 監査役   | 梅澤 康二  | 当事業年度に開催された監査役会の15回全てに出席しております。また、当事業年度に開催された取締役会45回のうち44回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。                                                                                             |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人FRIQ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会は、会計監査人の監査の実施状況及び見積時間数等による報酬見積りの算出根拠を確認し、適切であると判断し同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社及び子会社は、監査法人FRIQに対して、公認会計士法第2条第1項の業務である以外に、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人FRIQは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (業務の適正を確保するための体制)

当社グループは、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての役員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。
- ② 法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
- ③ 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ④ 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、取締役の職務執行を監査する。
- ⑤ 職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が当社及び子会社の内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。
- ② 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則として毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役

- 会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
  - ③ 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
  - ② 当該使用人は監査役の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (6) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及び子会社の取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
  - ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
  - ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

#### (9) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力対策規程において基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

#### **(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

当社グループは、上記の内部統制システムの整備を行い、運用状況のモニタリングを実施し、当社及び子会社の取締役会がその内容を確認することで必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

#### **(株式会社の支配に関する基本方針)**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### **(剰余金の配当等の決定に関する方針)**

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告に記載されている金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結財政状態計算書

2023年12月31日現在

(単位：千円)

| 科目            | 金額                | 科目                    | 金額                |
|---------------|-------------------|-----------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b> |                   | <b>(負債の部)</b>         |                   |
| <b>流動資産</b>   | <b>4,827,081</b>  | <b>流動負債</b>           | <b>2,196,590</b>  |
| 現金及び現金同等物     | 4,039,948         | 営業債務及びその他の債務          | 207,581           |
| 営業債権及びその他の債権  | 568,963           | 契約負債                  | 22,946            |
| その他の金融資産      | 100,000           | 短期借入金                 | 291,856           |
| その他の流動資産      | 118,168           | 1年内返済予定の長期借入金         | 1,104,259         |
|               |                   | リース負債                 | 50,890            |
|               |                   | 未払法人所得税               | 5,487             |
|               |                   | その他の流動負債              | 513,570           |
| <b>非流動資産</b>  | <b>6,153,177</b>  | <b>非流動負債</b>          | <b>5,458,760</b>  |
| 有形固定資産        | 238,413           | 長期借入金                 | 4,142,761         |
| のれん           | 4,284,664         | リース負債                 | 130,741           |
| 無形資産          | 118,511           | その他の金融負債              | 1,170,814         |
| その他の金融資産      | 67,382            | 引当金                   | 14,442            |
| 繰延税金資産        | 1,443,378         |                       |                   |
| その他の非流動資産     | 827               |                       |                   |
|               |                   | <b>負債合計</b>           | <b>7,655,350</b>  |
|               |                   | <b>(資本の部)</b>         |                   |
|               |                   | <b>親会社の所有者に帰属する持分</b> | <b>3,192,321</b>  |
|               |                   | 資本金                   | 15,970            |
|               |                   | 資本剰余金                 | 2,862,240         |
|               |                   | 利益剰余金                 | 314,544           |
|               |                   | 自己株式                  | △432              |
|               |                   | <b>非支配持分</b>          | <b>132,585</b>    |
|               |                   | <b>資本合計</b>           | <b>3,324,907</b>  |
| <b>資産合計</b>   | <b>10,980,258</b> | <b>負債・資本合計</b>        | <b>10,980,258</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

自 2023年1月1日  
至 2023年12月31日

(単位：千円)

| 科目         | 金額        |
|------------|-----------|
| 売上収益       | 2,482,032 |
| 売上原価       | 1,011,513 |
| 売上総利益      | 1,470,519 |
| 販売費及び一般管理費 | 824,798   |
| その他の収益     | 15,938    |
| その他の費用     | 9,712     |
| 営業利益       | 651,947   |
| 金融収益       | 1,734     |
| 金融費用       | 41,495    |
| 税引前当期利益    | 612,186   |
| 法人所得税費用    | 127,818   |
| 当期利益       | 484,368   |
| 当期利益の帰属    |           |
| 親会社の所有者    | 484,843   |
| 非支配持分      | △475      |
| 当期利益       | 484,368   |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 連結持分変動計算書

自 2023年1月1日  
至 2023年12月31日

(単位：千円)

|             | 親会社の所有者に帰属する持分 |           |          |      |           |
|-------------|----------------|-----------|----------|------|-----------|
|             | 資本金            | 資本剰余金     | 利益剰余金    | 自己株式 | 合計        |
| 当期首残高       | 263,592        | 596,623   | △170,299 | △289 | 689,626   |
| 当期利益        | -              | -         | 484,843  | -    | 484,843   |
| その他の包括利益    | -              | -         | -        | -    | -         |
| 当期包括利益      | -              | -         | 484,843  | -    | 484,843   |
| 新株の発行       | 923,233        | 904,199   | -        | -    | 1,827,433 |
| 減資          | △1,262,794     | 1,262,794 | -        | -    | -         |
| 自己株式の取得     | -              | -         | -        | △143 | △143      |
| 株式報酬        | -              | 6,684     | -        | -    | 6,684     |
| 新株予約権の行使    | 91,938         | 91,938    | -        | -    | 183,876   |
| 企業結合による変動   | -              | -         | -        | -    | -         |
| 所有者との取引額等合計 | △247,622       | 2,265,617 | -        | △143 | 2,017,851 |
| 当期末残高       | 15,970         | 2,862,240 | 314,544  | △432 | 3,192,321 |

|             | 非支配持分   | 資本合計      |
|-------------|---------|-----------|
| 当期首残高       | -       | 689,626   |
| 当期利益        | △475    | 484,368   |
| その他の包括利益    | -       | -         |
| 当期包括利益      | △475    | 484,368   |
| 新株の発行       | -       | 1,827,433 |
| 減資          | -       | -         |
| 自己株式の取得     | -       | △143      |
| 株式報酬        | -       | 6,684     |
| 新株予約権の行使    | -       | 183,876   |
| 企業結合による変動   | 133,061 | 133,061   |
| 所有者との取引額等合計 | 133,061 | 2,150,912 |
| 当期末残高       | 132,585 | 3,324,907 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「I F R S」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、I F R Sで求められる開示事項の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数・・・・・・・・・・4社

#### ② 主要な連結子会社の名称

- ・株式会社SAKIYOMI
- ・CRAFT株式会社
- ・株式会社JITT
- ・株式会社マイクロウェーブクリエイティブ

#### ③ 連結の範囲の変更

- ・株式会社SAKIYOMI、CRAFT株式会社、株式会社JITT、株式会社マイクロウェーブクリエイティブについては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。
- ・株式会社KaiUについては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めましたが、同社は2023年3月30日付で、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅しており、当連結会計年度末においては連結の範囲から除外しております。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

## (5) 会計方針に関する事項

### ①金融資産

#### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

#### (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

##### (b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

### (iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

### (iv) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重要な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在

価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大な費用や労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

## ②有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- |           |        |
|-----------|--------|
| ・建物及び構築物  | 3年－50年 |
| ・工具器具及び備品 | 3年－10年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## ③のれん

子会社の取得の企業結合により生じたのれんは無形資産に計上しております。当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通

常、公正価値)を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

#### ④無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。当初認識後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 1年－3年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### ⑤リース

契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

##### 借手としてのリース

リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、定額法により減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用

権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しております。通常、追加借入利率を割引率として用いております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

#### ⑥非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。

使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

見積将来キャッシュ・フローの算定においては、翌連結会計年度以降の事業計画を基礎としております。当該事業計画における主要な仮定は主要な事業ごとの売上収益及び売上総利益であります。当該見積りについては、将来の不確実な経済状況によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、減損損失の計上が必要となり、翌事業年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

#### ⑦従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、従業員が関連する勤務を提供した時点で費用処理しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

#### ⑧株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

#### ⑨引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有し



ており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

#### ⑩収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### (i) 「CX向上SaaS」の提供及び初期設定に係る収益

当社では、「CODE Marketing Cloud」「f-tra EFO」「EFO CUBE」等のデジタルマーケティングの運用を中心とする「CX向上SaaS」の提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

また、当該「CX向上SaaS」の提供に先立ち、その初期設定に係るフィーについては、その義務の履行によって他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有することから、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しております。そのため、契約期間にわたり収益として認識しております。

##### (ii) DXコンサルティングサービスの提供による収益

当社では、DX推進による顧客のマーケティング戦略の立案支援・マーケティング施策実行・改善支援のサービスを提供することを履行義務として識別しております。これ

らのサービスは提供期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

⑪金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、配当を受取る権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として支払利息から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

## ⑫法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものです。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

当社グループは、将来に獲得される課税所得の見積りに際して、翌連結会計年度以降の事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は主要な事業ごとの売上収益及び売上総利益であります。当該見積りについては、将来の不確実な経済状況によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

す。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

### ⑬外貨換算

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

## 2.会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,443,378千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断された範囲内で計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌連結会計年度以降の事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は、主要な事業ごとの売上高及び全社の売上総利益であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 4,284,664千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項 ③のれん、及び⑥非金融資産の減損」に記載のとおり、のれんについては毎期又は減損の兆候が存在する場合、減損テストにより評価を実施しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項 ⑥非金融資産の減損」に記載のとおり、減損テストには、翌連結会計年度以降の事業計画を使用しており、当該事業計画における主要な仮定は主要な事業ごとの

売上収益及び売上総利益であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産

(差入資産の種類)

|        |             |
|--------|-------------|
| 預金     | 50,000千円    |
| 関係会社株式 | 1,510,645千円 |

上記、担保資産に対応する債務は以下のとおりであります。

長期借入金(注) 813,922千円

(注) 1年以内に返済期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

|              |         |
|--------------|---------|
| 営業債権及びその他の債権 | 213千円   |
| その他の金融資産     | 3,263千円 |

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 77,076千円

(4) 財務制限条項

当社グループの借入金のうち、一部の借入金については財務制限条項が付されており、次の条項に抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

- ① 2023年12月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における借入人の単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、それぞれ2022年12月期決算と直前の事業年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部のいずれか高い方の合計金額の50%以上とすること。
- ② 各年度の決算期における借入人の単体および連結の損益計算書において、以下計算式に示されるEBITDAが、それぞれ2023年12月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(計算式) EBITDA =営業利益+減価償却費+のれん償却費

- ③ 各年度の決算期における借入人の単体および連結の報告書において、以下計算式に示される債務償還年数が、それぞれ2023年12月期を初回とし、以降の決算期につき20年以下とならないようにすること。

(計算式)

(i)ある事業年度末日における有利子負債から同事業年度末日における現預金および運転資金を控除した金額を、(ii)当該事業年度における営業利益に同事業年度における減価償却費およびのれん償却費を足し戻した数値で除した数値をいう。なお、上記において運転資金とは、下記の計算式により算定される金額をいう。

運転資金 = 売掛金・受取手形 + 前渡金 + 棚卸資産 - 買掛金・支払手形

また、当社グループの借入金のうち、一部の借入金については財務制限条項が付されており、次の条項に抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

- ① 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2021年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2021年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の50%以上に維持すること。
- ③ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の中間決算期又は翌期の決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、いずれか片方においても経常損失を計上しないこと (いずれかにおいて経常損失を計上した場合には、本号に抵触したものとする。)
- ④ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の中間決算期及び翌期の決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、両者とも経常損失の計上としないこと (両者とも経常損失を計上した場合に、本号に抵触したものとする。)
- ⑤ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の中間決算期及び翌々期中間決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、両者とも経常損失の計上としないこと (両者とも経常損失を計上した場合に、本号に抵触したものとする。)
- ⑥ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の決算期及び翌々期中間決算期の末日に

おける借入人の単体の損益計算書において、両者とも経常損失の計上としないこと（両者とも経常損失を計上した場合に、本号に抵触したものとする。）。

- ⑦ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の決算期及び翌々期の決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、両者とも経常損失の計上としないこと（両者とも経常損失を計上した場合に、本号に抵触したものをとする。）

#### 4. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,273,300株

- (2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式287,400株



## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

#### ① 信用リスク管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

#### ② 市場リスク管理

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものには金利リスクがあります。

当社グループは、運転資金の確保及び設備投資、M&Aによる株式取得の際に、一部、変動金利による資金調達を行っているため金利リスクに晒されておりますが、当該金利変動リスクを低減するために、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、リスクの内容に応じた軽減策を実施しております。

#### ③ 流動性リスク管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社

による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性を連結売上収益の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：重要な観察できないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

### ① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産)

定期預金は比較的短期で満期が到来するため、公正価値は帳簿価額と近似しています。

敷金及び保証金は償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。算定の結果、敷金及び保証金の公正価値が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(短期借入金及び長期借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考え

えられるため当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(その他の金融負債)

企業結合による条件付対価は、企業結合における取得日時点の公正価値で測定しています。公正価値は、モンテカルロ・シミュレーションにより算定しており、主な仮定として、割引率が考慮されています。公正価値は、割引率の上昇(低下)により、減少(増加)します。

② 償却原価で測定する金融商品と帳簿価額の比較

償却原価で測定する金融商品の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、長期借入金を除き、以下の表には含めておりません。

|           | 帳簿価額<br>(千円) | 公正価値<br>(千円) |
|-----------|--------------|--------------|
| 金融負債      |              |              |
| 長期借入金 (注) | 5,247,020    | 5,290,167    |
| 合計        | 5,247,020    | 5,290,167    |

(注) 長期借入金の公正価値はレベル2に分類しております。なお、1年以内返済予定の残高を含んでおります。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

|                          | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|--------------------------|------|------|------|----|
| 金融負債                     |      |      |      |    |
| 純損益を通じて公正価値で<br>測定する金融負債 |      |      |      |    |
| その他の金融負債                 |      |      |      |    |

|       |   |   |           |           |
|-------|---|---|-----------|-----------|
| 条件付対価 | — | — | 1,170,814 | 1,170,814 |
| 合計    | — | — | 1,170,814 | 1,170,814 |

(注) レベル1、2の間の振替はありません。

#### ④ 評価プロセス

レベル3に区分した金融商品については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

#### ⑤ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

企業結合に伴う条件付取得対価は、主にモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を測定しております。この公正価値の測定にあたって、割引率を観察可能でないインプットとして利用しております。重要な観察可能でないインプットに関する主な定量的情報は、以下のとおりです。

| 項目    | 評価技法            | 観察可能でないインプット | 範囲<br>(加重平均) |
|-------|-----------------|--------------|--------------|
| 条件付対価 | モンテカルロ・シミュレーション | 割引率          | 1.0%         |

観察可能でないインプットのうち、割引率については、上昇した場合に公正価値が減少する関係にあります。なお、レベル3に区分した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

分解した売上収益とセグメントとの関連は、以下のとおりです。

(単位：千円)

|                | DX事業      |
|----------------|-----------|
| 顧客の種類          |           |
| BtoB           | 1,027,196 |
| BtoC           | 1,454,836 |
| 顧客との契約から生じる収益  | 2,482,032 |
| その他の源泉から認識した収益 | —         |
| 外部顧客への売上収益     | 2,482,032 |

### (2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権

売掛金

568,963

契約負債

22,946

- (注) 1. 契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は1,801千円です。当連結会計年度において、契約負債が増加した主な理由は、売上収益の増加によるものであります。
2. 当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した売上収益の額に重要性はありません。

### (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 605円40銭

(2) 基本的1株当たり当期利益 93円94銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### (取得による企業結合)

当社は、2024年1月15日開催の取締役会において、株式会社BINKS（以下、BINKS社）の株式の一部を取得して子会社化することを決議し、同社の株式を譲り受ける契約を同日付で締結いたしました。なお、株式取得の手続きは2024年1月17日付で完了し、同社を当社の連結子会社としております。

#### (1) 株式取得による企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

|          |            |
|----------|------------|
| 相手先企業の名称 | 株式会社BINKS  |
| 事業の内容    | LTVサイエンス事業 |
| 事業規模     | 資本金1,000千円 |

##### ② 株式取得の相手会社の名称

遠藤 龍 他2名

##### ③ 企業結合を行った主な理由

当社は急速な成長を続けるDX市場において、顧客体験を改善するテクノロジー・SaaSを軸に、近年ニーズが増加するマーケティング・クリエイティブの領域にも展開し、ウェブサイト構築から集客、リピート促進まで一気通貫でのご支援を行っております。また、継続型収益中心のビジネスモデルにより高速かつ安定的な売上成長と高い利益率を実現するとともに、顧客価値の最大化を目指しております。BINKS社は機械学習を用いた高度なデータ分析・運用力を軸として、WEB広告やSNS・SEO・LINE・メルマガ等、施策全般の運用を改善し、クライアントのLTVの最大化を支援しております。今回の株式取得により、BINKS社が獲得してきたデジタルマーケティングのノウハウ及びデータ分析/運用力を活用し、当社グループによる最適なDX推進とCXの改善を包括的に進める体制を構築し、顧客価値の最大化が可能になるものと考えております。これらを総合的に勘案した結果、当社グループのより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、株式取得を行うことといたしました。

##### ④ 企業結合の日程

|         |            |
|---------|------------|
| 取締役会決議  | 2024年1月15日 |
| 契約締結日   | 2024年1月15日 |
| 株式譲渡実行日 | 2024年1月17日 |

##### ⑤ 企業結合の法的形式

## 現金を対価とする株式取得

- ⑥ 取得した議決権比率  
85.0%

- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得するものであります。

- (2) 取得した企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |             |
|-------|----|-------------|
| 取得の対価 | 現金 | 2,550,000千円 |
| 取得原価  |    | 2,550,000千円 |

なお、相手先との間で株式譲渡前及び株式譲渡後の誓約事項と譲渡対価の調整や今後のBINKS社の業績進捗に応じた追加の株式譲渡に関する合意がなされており、当該事業の業績等の状況に応じて追加対価の支払いまたは取得対価の減額調整が発生する可能性があります。当該事象が発生した場合は、判明次第速やかにお知らせします。

- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザー費用等（概算額） 3百万円

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因  
現時点では確定しておりません。

- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定しておりません。

## (資金の借入)

当社は、2024年1月15日開催の取締役会において、以下の通り借入を決議し、同日に金銭消費貸借契約を締結し、2024年1月17日に借入を実行しました。

- (1) 資金の借入の理由

株式会社BINKSの株式の取得を目的に、金融機関から必要な資金の借り入れを行うものです。

- (2) 資金の借入の概要



借入先：株式会社みずほ銀行  
借入金額：2,550,000千円  
契約締結日：2024年1月15日  
借入日：2024年1月17日  
返済期日：2028年12月31日  
借入金利：基準金利+0.5%  
返済方法：分割返済  
担保：関係会社株式

### (3) 財務制限条項

上記の契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項の順守義務に抵触した場合、直ちにこれを支払う義務を負っております。

- ① 2期連続して、連結財務諸表から計算する本業営業利益（注1）が赤字となる状態を生じさせない。
- ② 決算期末日において、連結財務諸表から計算するネット・レバレッジ・レシオ（注2）を6倍以下に維持する。
- ③ 決算期末日において、連結貸借対照表の調整後純資産（注3、以下、単に調整後純資産と呼ぶ）を直前の決算期末日における調整後純資産または2023年12月期における調整後純資産のいずれか大きい金額の50%以上に維持すること。

(注) 1. 本業営業利益＝営業利益－その他収益＋その他費用

2. ネット・レバレッジ・レシオ＝(有利子負債－現預金) / EBITDA

3. 調整後純資産＝純資産＋資本剰余金減少額（アーンアウトや追加株式取得分）

## 9. 企業結合等に関する注記

(株式会社コミクスから取得したSaaS事業に係る暫定的な処理の確定)

2022年2月28日に行われた株式会社コミクスのSaaS事業の譲受について、前事業年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされており、取得日現在における取得対価の公正価値、取得資産及び引受負債の主要な種類ごとに認識した金額は以下のとおり修正されております。

(単位：千円)

|         | 暫定処理    | 修正      | 確定金額    |
|---------|---------|---------|---------|
| 現金      | 240,000 | —       | 240,000 |
| 取得対価の合計 | 240,000 | —       | 240,000 |
| 非流動資産   | 77,622  | 30,090  | 107,712 |
| 非流動負債   | —       | △9,213  | △9,213  |
| 純資産     | 77,622  | 20,876  | 98,498  |
| のれん     | 162,377 | △20,876 | 141,501 |
| 合計      | 240,000 | —       | 240,000 |

(ブルースクレイ・ジャパン株式会社から取得したSaaS事業に係る暫定的な処理の確定)

2022年9月1日に行われたブルースクレイ・ジャパン株式会社のSaaS事業の譲受について、前事業年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされており、取得日現在における取得対価の公正価値、取得資産及び引受負債の主要な種類ごとに認識した金額は以下のとおり修正されております。

|         | 暫定処理    | 修正     | (単位：千円)<br>確定金額 |
|---------|---------|--------|-----------------|
| 現金      | 93,075  | —      | 93,075          |
| 条件付対価   | 92,084  | —      | 92,084          |
| 取得対価の合計 | 185,159 | —      | 185,159         |
| 非流動資産   | 56,700  | 12,784 | 69,485          |
| 非流動負債   | —       | △3,914 | △3,914          |
| 純資産     | 56,700  | 8,870  | 65,570          |
| のれん     | 128,459 | △8,870 | 119,589         |
| 合計      | 185,159 | —      | 185,159         |

(メディアリンク株式会社から取得したSaaS事業に係る暫定的な処理の確定)

2022年11月1日に行われたメディアリンク株式会社のSaaS事業の譲受について、前事業年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

取得した資産および引き受けた負債のそれぞれの合計について、当初の暫定的な金額と最終的な金額の間に重要な変動はありません。

(hachidori株式会社から取得したSaaS事業に係る暫定的な処理の確定)

2022年12月12日に行われたhachidori株式会社のSaaS事業の譲受について、前事業年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが見込まれており、取得日現在における取得対価の公正価値、取得資産及び引受負債の主要な種類ごとに認識した金額は以下のとおり修正されております。

|         | (単位：千円) |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
|         | 暫定処理    | 修正      | 確定金額    |
| 現金      | 720,000 | —       | 720,000 |
| 条件付対価   | 79,750  | —       | 79,750  |
| 取得対価の合計 | 799,750 | —       | 799,750 |
| 非流動資産   | 244,887 | 20,871  | 265,758 |
| 非流動負債   | —       | △4,478  | △4,478  |
| 純資産     | 244,887 | 16,392  | 261,279 |
| のれん     | 554,863 | △16,392 | 538,470 |
| 合計      | 799,750 | —       | 799,750 |

(株式会社KaiUの取得)

① 企業結合の概要

(a) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社KaiU

被取得企業の事業の内容 : Web接客ツール「KaiU」事業

(b) 取得日

2023年1月31日

(c) 取得した議決権付資本持分の割合

100.0%

(d) 企業結合の主な理由

当社は急速な成長を続けるDX・デジタルマーケティング領域において、CX SaaS「CODE Marketing Cloud」及びその蓄積データをコアとしたプロフェッショナルサービスの提供を行っております。

「KaiU」はコンバージョン改善に特化したWeb接客ツールです。訪問回数や滞在時間等のデータ分析に基づくWEBサイトの最適化によりエンゲージメントを最大化します。豊富で使いやすい分析機能等を活用することで、効率的且つ適切なデジタルマーケティングの実施が可能です。

個人情報を取得しない安心設計でありながら、きめ細かなセグメントやカスタマイズ性の高い設定に対応しており、初心者から上級者まで活用可能です。専任のコンサルタントによる運用サポートもあり、1,400以上のWebサイトに導入の実績があります。

今回の株式取得により、顧客企業への提供プロダクト及びサービスの拡大とCXデータの質及び量の増強が可能となり、更なる顧客満足度の向上と取引の拡大が実現するものと見込んでおります。また、当社が有するSaaS事業・デジタルマーケティング事業における知見を活用し、サービス間の相互補完や当社既存顧客への獲得サービスの提供・譲受事業の顧客への当社既存サービスの提供等を行うことによるシナジー効果も期待されます。

これらを総合的に勘案した結果、当社により一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、株式取得を行うことといたしました。

(e) 被取得企業の支配を獲得した方法

株式取得

② 対価

(単位：千円)

| 内訳     | 金額      |
|--------|---------|
| 現金     | 300,000 |
| 取得対価合計 | 300,000 |

- (注) 1. 取得の対価のうち、250,000千円は企業結合日、50,000千円は2023年8月にそれぞれ支払っております。
2. 当該企業結合に係る取得関連費用940千円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

③ 取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん(注) 1

(単位：千円)

| 科目        | 金額      |
|-----------|---------|
| 現金及び現金同等物 | 29,604  |
| 営業債権(注) 2 | 19,195  |
| 繰延税金資産    | 93,105  |
| 営業債務      | △320    |
| 短期借入金     | △20,000 |
| その他       | △27,246 |
| 純資産       | 94,338  |
| のれん(注) 3  | 205,661 |

- (注) 1. 取得対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であるため、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合、取得日から1年間は修正されることがあります。
2. 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額  
取得した営業債権について、契約金額の総額は19,195千円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローはありません。
3. のれんの構成要因は、主として営業活動の統合による相乗効果、規模の経済性、個別

認識の要件を満たさない無形資産からなります。税務上損金に算入されることが見込まれる金額の総額は299,000千円です。

④ 子会社の取得による支出

| (単位：千円)                   |         |
|---------------------------|---------|
| 科目                        | 金額      |
| 現金による取得対価                 | 300,000 |
| 取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物 | △59,604 |
| 子会社の取得による現金支払額            | 240,395 |

(注) 取得日に被取得企業が保有していた現金及び預金に、取得企業から被取得企業に対する貸付、取得対価の未払金を加減して算定しております。

⑤ 企業結合に係る取得日以降の損益情報

連結損益計算書に含まれている、株式会社KaiUの取得日からの業績は以下のとおりです。

| (単位：千円) |         |
|---------|---------|
|         | 金額      |
| 売上収益    | 184,780 |
| 当期利益    | 68,500  |

(プロフォーマ情報)

仮に株式会社KaiUの取得日が当連結会計年度の期首であったと仮定した場合のプロフォーマ情報については、株式会社KaiUが取得日前に新設分割を行っており、株式会社KaiUの取得日以前の売上収益及び当期損益を区分して把握することが実務上不可能であるため、開示をしておりません。

なお、当該プロフォーマ情報は監査法人によるレビューを受けておりません。

(株式会社SAKIYOMIの取得)

① 企業結合の概要

(a) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称               : 株式会社SAKIYOMI  
被取得企業の事業の内容           : SNSマーケティングSaaS  
                                          「SAKIYOMI」事業

(b) 取得日

2023年5月12日

(c) 取得した議決権付資本持分の割合

100.0%

(d) 企業結合の主な理由

当社は急速な成長を続けるDX・デジタルマーケティング領域において、CX SaaS「CODE Marketing Cloud」及びその蓄積データをコアとしたプロフェッショナルサービスの提供を行っております。

株式会社SAKIYOMIは未経験者でもプロの運用を実現するInstagramマーケティングSaaS「SAKIYOMI」を提供しております。多くのアカウント運用者が抱える課題に対し、重要変数にフォーカスしたダッシュボードによる本質的な分析を可能とするSaaSを提供するとともに、運用セオリーのコンテンツやデザインテンプレート及び会員限定コミュニティ等の供給によりInstagram集客を成功に導く支援サービスの提供を行っております。

近年、Instagramの主要な利用目的は友人・知人の近況把握から情報収集へと変化しつつあり、アプローチできるユーザーが幅広いことに加え、他のプラットフォームと比較してもユーザーのフォローアカウントへのロイヤリティが高く、購買活動に直結しやすいという性質があります。また、ユーザーに対する継続的なコンテンツ提供と関係性の構築及び育成に適しており、ショップ機能・投げ銭・ライブコマース等の商業利用に最適化された機能を有しているため、認知から購買までをワンストップで行える販売チャネルとしてInstagramというSNSプラットフォームの重要性がますます高まっております。

そのような背景の中、今回の株式取得により、重要な顧客接点の一つであるInstagramに関する支援を当社既存顧客に対しても行うことが可能となり、また譲受事業の顧客に対してはInstagramに関する支援だけでなく、より広範なマーケティング支援を行うことが可能となります。SAKIYOMI事業において蓄積してきたInstagramの分析データやノウハウ等の活用により、当社グループによる最適なCXの提供と顧客価値の最大化が可能になる



ものと考えております。

これらを総合的に勘案した結果、当社のより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、株式取得を行うことといたしました。

(e) 被取得企業の支配を獲得した方法  
株式取得

② 対価

|            | (単位：千円)   |
|------------|-----------|
| 内訳         | 金額        |
| 現金         | 806,200   |
| 条件付対価(注) 2 | 643,194   |
| 取得対価合計     | 1,449,394 |

(注) 1. 当該企業結合に係る取得関連費用1,176千円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

2. 相手先との間で株式譲渡前及び株式譲渡後の誓約事項と取得対価の調整に関する合意がなされており、当該取得企業の営業利益の状況に応じて最大で659,000千円の追加譲渡代金が発生する、又は誓約事項に関する補償が発生する可能性があります。条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルは3になり、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値です。なお、2023年12月31日まで支払った条件付対価はありません。公正価値のヒエラルキーについては「5. 金融商品に関する注記」に記載しております。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に認識するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」又は「その他の費用」に認識しております。

③ 取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん(注) 1

| (単位：千円)   |           |
|-----------|-----------|
| 科目        | 金額        |
| 現金及び現金同等物 | 114,340   |
| 営業債権(注) 2 | 36,201    |
| 有形固定資産    | 60,832    |
| 繰延税金資産    | 277,858   |
| 短期借入金     | △30,000   |
| リース負債     | △50,367   |
| その他       | △126,772  |
| 純資産       | 282,093   |
| のれん(注) 3  | 1,167,301 |

(注) 1. 取得対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であるため、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合、取得日から1年間は修正されることがあります。

2. 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額

取得した営業債権について、契約金額の総額は36,201千円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローはありません。

3. のれんの構成要因は、主として営業活動の統合による相乗効果、規模の経済性、個別認識の要件を満たさない無形資産からなります。税務上損金に算入されることが見込まれる金額の総額は797,864千円です。

④ 子会社の取得による支出

| (単位：千円)                   |         |
|---------------------------|---------|
| 科目                        | 金額      |
| 現金による取得対価                 | 806,200 |
| 取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物 | △84,340 |
| 子会社の取得による現金支払額            | 721,859 |

(注) 取得日に被取得企業が保有していた現金及び預金に、取得企業から被取得企業に対する貸付を加減して算定しております。

⑤ 企業結合に係る取得日以降の損益情報

連結損益計算書に含まれている、株式会社SAKIYOMIの取得日からの業績は以下のとおりです。

| (単位：千円) |         |
|---------|---------|
|         | 金額      |
| 売上収益    | 458,527 |
| 当期利益    | 48,492  |

(プロフォーマ情報)

仮に株式会社SAKIYOMIの取得日が当連結会計年度の期首であったと仮定した場合のプロフォーマ情報については、株式会社SAKIYOMIが取得日前に新設分割を行っており、株式会社SAKIYOMIの取得日以前の売上収益及び当期損益を区分して把握することが実務上不可能であるため、開示をしておりません。

なお、当該プロフォーマ情報は監査法人によるレビューを受けておりません。

(CRAFT株式会社の取得)

① 企業結合の概要

(a) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 : CRAFT株式会社

被取得企業の事業の内容 : デジタルマーケティング事業

(b) 取得日

2023年8月15日

(c) 取得した議決権付資本持分の割合

80.0%

(d) 企業結合の主な理由

当社は急速な成長を続ける DX・デジタルマーケティング領域において、CX SaaS「CODE Marketing Cloud」及びその蓄積データをコアとしたプロフェッショナルサービスの提供を行っております。

CRAFT社はクリエイティブ重視のデジタルマーケティング支援に特化し、CVを最大化するためのノウハウ・体制を構築してサービスの提供を行っております。「成果が出るクリエイティブの開発・運用」を最も重要と考え、バナーだけでなく LPO までを広告の範囲として、成果最大化を支援しております。

今回の株式取得により、CRAFT社が獲得してきたデジタルマーケティングのノウハウ及びクリエイティブ制作力を活用し、当社グループによる最適なDX推進とCXの改善を包括的に進める体制を構築し、顧客価値の最大化が可能になるものと考えております。

これらを総合的に勘案した結果、当社グループのより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、株式取得を行うことといたしました。

(e) 被取得企業の支配を獲得した方法

株式取得

② 対価

(単位：千円)

| 内訳     | 金額        |
|--------|-----------|
| 現金     | 1,509,533 |
| 取得対価合計 | 1,509,533 |

(注) 1. 当該企業結合に係る取得関連費用1,112千円を連結損益計算書の「販売費及び一般管

理費」に含めて表示しております。

③ 取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん(注) 1

(単位：千円)

| 科目        | 金額       |
|-----------|----------|
| 現金及び現金同等物 | 522,766  |
| 営業債権(注) 2 | 97,001   |
| 有形固定資産    | 42,177   |
| 繰延税金資産    | 6,585    |
| 営業債務      | △9,899   |
| 未払法人所得税   | △44,532  |
| リース負債     | △25,251  |
| 長期借入金     | △73,484  |
| その他       | 149,945  |
| 純資産       | 665,307  |
| 非支配持分     | △133,061 |
| のれん(注) 3  | 977,287  |

(注) 1. 取得対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であるため、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合、取得日から1年間は修正されることがあります。

2. 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額  
取得した営業債権について、契約金額の総額は97,001千円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローはありません。

3. のれんの構成要因は、主として営業活動の統合による相乗効果、規模の経済性、個別認識の要件を満たさない無形資産からなります。税務上損金に算入されることが見込まれるのれんはありません。

④ 子会社の取得による支出

| (単位：千円)                   |           |
|---------------------------|-----------|
| 科目                        | 金額        |
| 現金による取得対価                 | 1,509,533 |
| 取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物 | △522,766  |
| 子会社の取得による現金支払額            | 986,767   |

⑤ 企業結合に係る取得日以降の損益情報

連結損益計算書に含まれている、株式会社CRAFTの取得日からの業績は以下のとおりです。

| (単位：千円) |         |
|---------|---------|
|         | 金額      |
| 売上収益    | 148,536 |
| 当期利益    | △2,377  |

(プロフォーマ情報)

仮に株式会社CRAFTの取得日が当連結会計年度の期首であったと仮定した場合のプロフォーマ情報については、当連結会計年度の期首に取得した場合のシナジー効果の予測が実務上不可能であるため、開示をしておりません。

なお、当該プロフォーマ情報は監査法人によるレビューを受けておりません。

(株式会社JITTの取得)

① 企業結合の概要

(a) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社JITT

被取得企業の事業の内容 : デジタルマーケティング事業

(b) 取得日

2023年8月21日

(c) 取得した議決権付資本持分の割合

100.0%

(d) 企業結合の主な理由

当社は急速な成長を続ける DX・デジタルマーケティング領域において、CX SaaS「CODE Marketing Cloud」及びその蓄積データをコアとしたプロフェッショナルサービスの提供を行っております。

株式会社T E O R Yが提供する「デジタルマーケティング」事業は、独自のワークフローにより月に250件以上の WEBデザイン/デジタル集客/リブランディング等のマーケティング支援が可能であり、クライアントが抱える課題に合わせたご提案で、費用対効果を最大限に引き出す支援を行っております。

今回の株式取得により、「デジタルマーケティング」事業において蓄積してきたデジタルマーケティング及びWebインテグレーションのノウハウを活用することを通じて、当社グループによる最適なDX推進とCXの改善及び顧客価値の最大化が可能になるものと考えております。

また、今回取得した「デジタルマーケティング」事業では SMB(※)を中心としたクライアント企業へのマーケティング支援が主要領域となっており、今後エフ・コードグループが保有する各種マーケティングSaaSも活用し、SMB市場での支援強化を目指して参ります。

これらを総合的に勘案した結果、当社グループのより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、株式取得を行うことといたしました。

※ Small and Medium Business の略称で、中堅・中小企業を意味する。

(e) 被取得企業の支配を獲得した方法

株式取得

② 対価

(単位：千円)

| 内訳         | 金額      |
|------------|---------|
| 現金         | 250,000 |
| 条件付対価(注) 2 | 247,012 |
| 取得対価合計     | 497,012 |

(注) 1. 当該企業結合に係る取得関連費用648千円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

2. 相手先との間で株式譲渡前及び株式譲渡後の誓約事項と取得対価の調整に関する合意がなされており、当該取得企業の営業利益の状況に応じて最大で250,000千円の追加譲渡代金が発生する、又は誓約事項に関する補償が発生する可能性があります。条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルは3になり、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値です。なお、2023年12月31日まで支払った条件付対価はありません。公正価値のヒエラルキーについては「5. 金融商品に関する注記」に記載しております。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に認識するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」又は「その他の費用」に認識しています。

③ 取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん(注) 1

(単位：千円)

| 科目        | 金額      |
|-----------|---------|
| 営業債権(注) 2 | 2,794   |
| 無形資産      | 28,956  |
| 繰延税金資産    | 76,113  |
| 営業債務      | △1,363  |
| その他       | △1,549  |
| 純資産       | 104,950 |
| のれん(注) 3  | 392,061 |



- (注) 1. 取得対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であるため、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合、取得日から1年間は修正されることがあります。
2. 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額  
取得した営業債権について、契約金額の総額は2,794千円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローはありません。
3. のれんの構成要因は、主として営業活動の統合による相乗効果、規模の経済性、個別認識の要件を満たさない無形資産からなります。税務上損金に算入されることが見込まれる金額の総額は220,795千円です。

④ 子会社の取得による支出

| (単位：千円)                   |         |
|---------------------------|---------|
| 科目                        | 金額      |
| 現金による取得対価                 | 250,000 |
| 取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物 | —       |
| 子会社の取得による現金支払額            | 250,000 |

⑤ 企業結合に係る取得日以降の損益情報

連結損益計算書に含まれている、株式会社JITTの取得日からの業績は以下のとおりです。

| (単位：千円) |        |
|---------|--------|
|         | 金額     |
| 売上収益    | 56,814 |
| 当期利益    | 13,127 |

(プロフォーマ情報)

仮に株式会社JITTの取得日が当連結会計年度の期首であったと仮定した場合のプロフォーマ情報については、株式会社JITTが取得日前に新設分割を行っており、株式会社JITTの取得日以前の売上収益及び当期損益を区分して把握することが実務上不可能であるため、開示をしておりません。

なお、当該プロフォーマ情報は監査法人によるレビューを受けておりません。

(株式会社マイクロウェブクリエイティブの取得)

① 企業結合の概要

(a) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社マイクロウェブクリエイティブ

被取得企業の事業の内容 : デジタルマーケティング事業

(b) 取得日

2023年8月31日

(c) 取得した議決権付資本持分の割合

100.0%

(d) 企業結合の主な理由

当社は急速な成長を続けるDX・デジタルマーケティング領域において、CX SaaS「CODE Marketing Cloud」及びその蓄積データをコアとしたプロフェッショナルサービスの提供を行っております。

株式会社マイクロウェブが提供する「デジタルマーケティング」事業は、企業様のマーケティングにおけるコンサルティングからKGI/KPIの設定、改善、Webを活用したプラットフォームの構築など幅広く支援を行っております。

今回の株式取得により、「デジタルマーケティング」事業において蓄積してきた優れた技術やノウハウ・事例 データ等を活用することを通じて、当社グループによる最適なDX推進とCXの改善及び顧客価値の最大化が可能になるものと考えております。

これらを総合的に勘案した結果、当社グループのより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、株式取得を行うことといたしました。

(e) 被取得企業の支配を獲得した方法

株式取得

② 対価

(単位：千円)

| 内訳         | 金額      |
|------------|---------|
| 現金         | 720,000 |
| 条件付対価(注) 2 | 274,492 |
| 取得対価合計     | 994,492 |

- (注) 1. 当該企業結合に係る取得関連費用1,072千円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。
2. 相手先との間で株式譲渡前及び株式譲渡後の誓約事項と取得対価の調整に関する合意がなされており、当該取得企業の営業利益の状況に応じて最大で280,000千円の追加譲渡代金が発生する、又は誓約事項に関する補償が発生する可能性があります。条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルは3になり、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値です。なお、2023年12月31日まで支払った条件付対価はありません。公正価値のヒエラルキーについては「5. 金融商品に関する注記」に記載しております。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」又は「その他の費用」に計上しています。

③ 取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん(注) 1

| (単位：千円)   |         |
|-----------|---------|
| 科目        | 金額      |
| 現金及び現金同等物 | 10      |
| 営業債権(注) 2 | 54,883  |
| 繰延税金資産    | 254,551 |
| 営業債務      | △19,714 |
| その他       | △51,094 |
| 純資産       | 238,635 |
| のれん(注) 3  | 755,856 |

- (注) 1. 取得対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であるため、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合、取得日から1年間は修正されることがあります。
2. 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額  
取得した営業債権について、契約金額の総額は54,883千円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローはありません。

3. のれんの構成要因は、主として営業活動の統合による相乗効果、規模の経済性、個別認識の要件を満たさない無形資産からなります。税務上損金に算入されることが見込まれる金額の総額は719,990千円です。

④ 子会社の取得による支出

| (単位：千円)                   |         |
|---------------------------|---------|
| 科目                        | 金額      |
| 現金による取得対価                 | 720,000 |
| 取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物 | △10     |
| 子会社の取得による現金支払額            | 719,990 |

⑤ 企業結合に係る取得日以降の損益情報

連結損益計算書に含まれている、株式会社マイクロウェーブクリエイティブの取得日からの業績は以下のとおりです。

| (単位：千円) |         |
|---------|---------|
|         | 金額      |
| 売上収益    | 285,905 |
| 当期利益    | 41,995  |

(プロフォーマ情報)

仮に株式会社マイクロウェーブクリエイティブの取得日が当連結会計年度の期首であったと仮定した場合のプロフォーマ情報については、株式会社マイクロウェーブクリエイティブが取得日前に新設分割を行っており、株式会社マイクロウェーブクリエイティブの取得日以前の売上収益及び当期利益を区分して把握することが実務上不可能であるため、開示をしておりません。

なお、当該プロフォーマ情報は監査法人によるレビューを受けておりません。

(吸収合併による企業結合（共通支配下における企業結合）)

(1) 企業結合の概要

① 被結合企業の名称及び事業の内容

|          |                  |
|----------|------------------|
| 被結合企業の名称 | 株式会社KaiU         |
| 事業の内容    | Web接客ツール「KaiU」事業 |
| 事業規模     | 資本金1,000千円       |

② 企業結合を行った主な理由

当社は、2023年1月31日に、サブスクリプションファクトリー株式会社が運営する「KaiU」事業を新設分割して設立した新会社KaiUの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。経営資源を最大限活用し、経営の効率化・意思決定の迅速化を図るため、当社を存続会社、KaiUを消滅会社とする本合併をすることといたしました。

③ 企業結合の日程

|         |            |
|---------|------------|
| 取締役会決議  | 2023年2月15日 |
| 合併契約締結日 | 2023年2月15日 |
| 合併効力発生日 | 2023年3月30日 |

※本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併に該当するため、吸収合併承認の株主総会の決議を経ずに吸収合併を行うものです。

④ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社KaiUを消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社との吸収合併であるため、本合併による株式及び金銭等の割当てはありません。

## (2) 実施する会計処理の概要

共通支配下における企業結合とは、すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合をいいます。当社グループは共通支配下における企業結合取引について、帳簿価額に基づき会計処理しております。

# 貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：千円)

| 科目              | 金額               | 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,618,981</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,677,611</b> |
| 現金及び預金          | 3,164,491        | 買掛金             | 129,632          |
| 売掛金             | 232,524          | 短期借入金           | 293,025          |
| 未収入金            | 71,302           | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,054,800        |
| 関係会社短期貸付金       | 100,000          | 未払金             | 29,908           |
| 前払費用            | 19,898           | 未払費用            | 66,533           |
| 未収還付法人税等        | 14,941           | 未払法人税等          | 3,016            |
| その他             | 16,038           | 預り金             | 16,005           |
| 貸倒引当金           | △213             | 前受収益            | 13,251           |
|                 |                  | 契約負債            | 6,174            |
|                 |                  | その他             | 65,263           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,228,789</b> | <b>固定負債</b>     | <b>4,163,963</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>29,086</b>    | 長期借入金           | 4,163,963        |
| 建物              | 12,891           |                 |                  |
| 工具、器具及び備品       | 16,194           | <b>負債合計</b>     | <b>5,841,574</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,272,241</b> | (純資産の部)         |                  |
| のれん             | 1,184,077        | <b>株主資本</b>     | <b>3,005,958</b> |
| ソフトウェア          | 72,200           | <b>資本金</b>      | <b>15,970</b>    |
| 顧客関連資産          | 15,963           | <b>資本剰余金</b>    | <b>2,685,704</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,927,462</b> | 資本準備金           | 5,970            |
| 関係会社株式          | 3,304,929        | その他資本剰余金        | 2,679,734        |
| 破産更生債権等         | 3,263            | <b>利益剰余金</b>    | <b>304,717</b>   |
| 繰延税金資産          | 557,418          | その他利益剰余金        | 304,717          |
| 敷金及び保証金         | 45,387           | 繰越利益剰余金         | 304,717          |
| その他             | 19,726           | <b>自己株式</b>     | <b>△432</b>      |
| 貸倒引当金           | △3,263           | <b>新株予約権</b>    | <b>238</b>       |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>3,006,196</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,847,771</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>8,847,771</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

自 2023年 1月 1日  
至 2023年12月31日

(単位：千円)

| 科目           | 金額      |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 1,498,469 |
| 売上原価         |         | 573,486   |
| 売上総利益        |         | 924,983   |
| 販売費及び一般管理費   |         | 684,952   |
| 営業利益         |         | 240,031   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 873     |           |
| 為替差益         | 1,712   |           |
| 貸倒引当金戻入額     | 78      |           |
| 経営指導料        | 145,350 |           |
| その他          | 3,899   | 151,913   |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 29,710  |           |
| 株式交付費        | 19,033  |           |
| 支払手数料        | 17,109  |           |
| その他          | 39      | 65,892    |
| 経常利益         |         | 326,052   |
| 特別損失         |         |           |
| 抱合株式消滅差損     | 2,098   | 2,098     |
| 税引前当期純利益     |         | 323,953   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,322   |           |
| 法人税等調整額      | 68,564  | 71,886    |
| 当期純利益        |         | 252,067   |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

自 2023年1月1日  
至 2023年12月31日

(単位：千円)

|                          | 株主資本       |            |           |           |
|--------------------------|------------|------------|-----------|-----------|
|                          | 資本金        | 資本剰余金      |           |           |
|                          |            | 資本準備金      | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高                    | 263,592    | 305,054    | 102,683   | 407,737   |
| 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による影響額 |            |            |           |           |
| 遡及処理後当期首残高               | 263,592    | 305,054    | 102,683   | 407,737   |
| 当期変動額                    |            |            |           |           |
| 新株の発行                    | 1,015,171  | 1,015,171  |           | 1,015,171 |
| 減資                       | △1,262,794 | △1,314,256 | 2,577,050 | 1,262,794 |
| 自己株式の取得                  |            |            |           |           |
| 当期純利益                    |            |            |           |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）      |            |            |           |           |
| 当期変動額合計                  | △247,622   | △299,084   | 2,577,050 | 2,277,966 |
| 当期末残高                    | 15,970     | 5,970      | 2,679,734 | 2,685,704 |

|                          | 株主資本     |         |      |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------|----------|---------|------|-----------|-------|-----------|
|                          | 利益剰余金    |         | 自己株式 | 株主資本合計    |       |           |
|                          | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |      |           |       |           |
| 当期首残高                    | 58,719   | 58,719  | △289 | 729,760   | 200   | 729,960   |
| 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による影響額 | △6,069   | △6,069  |      | △6,069    |       | △6,069    |
| 遡及処理後当期首残高               | 52,650   | 52,650  | △289 | 723,691   | 200   | 723,891   |
| 当期変動額                    |          |         |      |           |       |           |
| 新株の発行                    |          |         |      | 2,030,343 |       | 2,030,343 |
| 減資                       |          |         |      | -         |       | -         |
| 自己株式の取得                  |          |         | △143 | △143      |       | △143      |
| 当期純利益                    | 252,067  | 252,067 |      | 252,067   |       | 252,067   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）      |          |         |      |           | 38    | 38        |
| 当期変動額合計                  | 252,067  | 252,067 | △143 | 2,282,267 | 38    | 2,282,305 |
| 当期末残高                    | 304,717  | 304,717 | △432 | 3,005,958 | 238   | 3,006,196 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産……………定率法

ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～5年

工具、器具及び備品 3～8年

#### (2) 無形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

顧客関連資産 1～3年

のれん 10年

### 2. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 「CX向上SaaS」の提供及び初期設定に係る収益

当社では、「CODE Marketing Cloud」「f-tra EFO」「EFO CUBE」等のデジタルマーケティングの運用を中心とする「CX向上SaaS」の提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

また、当該「CX向上SaaS」の提供に先立ち、その初期設定に係るフィーについては、その義務の履行によって他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しております。そのため、契約期間にわたり収益として認識しております。

(2) DXコンサルティングサービスの提供による収益

当社では、DX推進による顧客のマーケティング戦略の立案支援・マーケティング施策実行・改善支援のサービスを提供することを履行義務として識別しております。これらのサービスは提供期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 557,418千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があるかと判断された範囲内で計上しております。

#### ②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度以降の事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は、主要な事業ごとの売上高及び全社の売上総利益であります。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### のれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,184,077千円

(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度末の貸借対照表に計上されているのれんは、過年度に実施した事業の譲り受けの際に計上されたものです。

のれんの算定に当たっては、取得による企業結合において支配獲得時以後の事業展開によって期待される超過収益力を見積って算定しております。また、その効果の発現する期間（10年）を見積り、その期間で均等償却する方法によっております。

のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りは、譲り受けた事業の業績や事業計画を基礎として見積っております。

計上したのれんは、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無の判定を行っております。

当事業年度において減損の兆候はありませんが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、減損損失の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(差入資産の種類)

関係会社株式 1,510,645千円

上記、担保資産に対応する債務は以下のとおりであります。

長期借入金(注) 780,800千円

(注) 1年以内に返済期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 26,882千円

### 3. 財務制限条項

当社の借入金のうち、一部の借入金については財務制限条項が付されており、次の条項に抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

① 2023年12月期決算を初回とし、以降各年度の決算期の末日における借入人の単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、それぞれ2022年12月期決算と直前の事業年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部のいずれか高い方の合計金額の50%以上とすること。

② 各年度の決算期における借入人の単体および連結の損益計算書において、以下計算式に示されるEBITDAが、それぞれ2023年12月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(計算式) EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + のれん償却費

③ 各年度の決算期における借入人の単体および連結の報告書において、以下計算式に示される債務償還年数が、それぞれ2023年12月期を初回とし、以降の決算期につき20年以下とならないようにすること。

(計算式)

(i)ある事業年度末日における有利子負債から同事業年度末日における現預金および運転資金を控除した金額を、(ii)当該事業年度における営業利益に同事業年度における減価償却費およびのれん償却費を足し戻した数値で除した数値をいう。なお、上記において運転資金とは、下記の計算式により算定される金額をいう。

運転資金 = 売掛金・受取手形 + 前渡金 + 棚卸資産 - 買掛金・支払手形

また、当社の借入金のうち、一部の借入金については財務制限条項が付されており、次の条項に抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

- ① 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2021年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2021年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の50%以上に維持すること。
- ③ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の中間決算期又は翌期の決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、いずれか片方においても経常損失を計上しないこと（いずれかにおいて経常損失を計上した場合には、本号に抵触したものとする。）。
- ④ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の中間決算期及び翌期の決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、両者とも経常損失の計上としないこと（両者とも経常損失を計上した場合に、本号に抵触したものとする。）。
- ⑤ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の中間決算期及び翌々期の中間決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、両者とも経常損失の計上としないこと（両者とも経常損失を計上した場合に、本号に抵触したものとする。）。
- ⑥ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の決算期及び翌々期の中間決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、両者とも経常損失の計上としないこと（両者とも経常損失を計上した場合に、本号に抵触したものとする。）。
- ⑦ 2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損失を計上した場合、翌期の決算期及び翌々期の決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、両者とも経常損失の計上としないこと（両者とも経常損失を計上した場合に、本号に抵触したものをとする。）

#### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 172,420千円 |
| 短期金銭債務 | 1,452千円   |

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

売上高 3,685千円

売上原価 1,320千円

営業取引以外の取引高 144,173千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|----------|--------|---------|---------|--------|
| 自己株式     |        |         |         |        |
| 普通株式 (株) | 158    | 80      | —       | 238    |

(注1) 普通株式の自己株式の増加80株は、単元未満株式の買取りによる増加80株であります。



**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 未払賞与      | 4,265千円          |
| 減価償却費     | 6,038千円          |
| 貸倒引当金     | 721千円            |
| 繰越欠損金     | 9,027千円          |
| 資産調整勘定    | 541,611千円        |
| その他       | 1,786千円          |
| 繰延税金資産小計  | <u>563,450千円</u> |
| 評価性引当額    | <u>△1,143千円</u>  |
| 繰延税金資産合計  | <u>562,306千円</u> |
| 繰延税金負債    |                  |
| 顧客関連資産    | <u>△4,887千円</u>  |
| 繰延税金負債合計  | <u>△4,887千円</u>  |
| 繰延税金資産の純額 | <u>557,418千円</u> |

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称               | 所在地      | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職種            | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係     | 取引内容                 | 取引金額(千円) | 科目    | 期末残高(千円) |
|-----|----------------------|----------|--------------|----------------------|-------------------|---------------|----------------------|----------|-------|----------|
| 子会社 | 株式会社 SAKIYOMI        | 大阪府 大阪市  | 10           | InstagramマーケティングSaaS | 所有 100.0          | 経営指導          | 経営指導料の受取             | 45,000   | 未収入金  | 49,500   |
|     | CRAFT株式会社            | 東京都 江東区  | 10,000       | デジタルマーケティング事業        | 所有 80.0           | 経営指導<br>債務被保証 | 経営指導料の受取             | 85,350   | 未収入金  | 18,700   |
|     |                      |          |              |                      |                   |               | 当社銀行借入に対する債務被保証(注) 1 | 780,800  | -     | -        |
|     | 株式会社 マイクロウェーブクリエイティブ | 東京都 千代田区 | 10           | デジタルマーケティング事業        | 所有 100.0          | 経営指導<br>資金の貸付 | 資金の貸付(注) 2           | -        | 短期貸付金 | 100,000  |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務被保証の取引金額には、借入金残高を記載しており、保証料の支払いは行っていません。
2. 貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。
3. 取引条件については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 570円06銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 48円84銭  |

**(重要な後発事象に関する注記)**

連結注記表と同一の内容であるため、記載を省略しております。

**(企業結合等に関する注記)**

吸収合併による企業結合（共通支配下における企業結合）

連結注記表と同一の内容であるため、記載を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月28日

株式会社エフ・コード  
取締役会 御中

監査法人FRIQ  
東京都千代田区  
指 定 社 員 公認会計士 外山 千加良  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 三村 啓太  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフ・コードの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社エフ・コード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年1月15日開催の取締役会決議において、株式会社BINKSの株式の一部を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。また、株式取得の手続を2024年1月17日付で完了させ同社を連結子会社としている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月28日

株式会社エフ・コード  
取締役会 御中

監査法人FRIQ  
東京都千代田区  
指 定 社 員 公認会計士 外山 千加良  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 三村 啓太  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフ・コードの2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年1月15日開催の取締役会決議において、株式会社BINKSの株式の一部を取得して子会社化することを決議し、株式取得の手続を2024年1月17日付で完了させ同社を連結子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月28日

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 株式会社エフ・コード   | 監査役会  |   |
| 常勤監査役（社外監査役） | 今村 元太 | 印 |
| 監査役（社外監査役）   | 梅澤 康二 | 印 |
| 監査役（社内監査役）   | 山岡 佑  | 印 |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の強化および企業価値の向上を図るために、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員でない取締役に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。

#### 2. 提案の理由

変更内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第5条 (機関)<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査役</u><br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第5条 (機関)<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削 除)<br/>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (取締役の員数)<br/><u>1. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。<br/><u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条（取締役の選任）</p> <p>1. 取締役は、当会社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任する。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p>第21条（取締役の選任）</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、当会社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任する。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>第1項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>第2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                               | 変更案                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し発送する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第24条（取締役会の招集通知）<br/> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対し発送する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条 (取締役会議事録)<br/>取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して出席取締役及び出席監査役がこれに記名捺印又は署名若しくは電子署名し、当会社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第29条 (代表取締役及び役付取締役)<br/>1. 取締役会は、取締役の中から2名以内の代表取締役を選定する。<br/>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第30条 (取締役の報酬)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> | <p>第28条 (取締役会議事録)<br/>取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して出席取締役がこれに記名捺印又は署名若しくは電子署名し、当会社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第29条 (代表取締役及び役付取締役)<br/>1. 取締役会は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から2名以内の代表取締役を選定する。<br/>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第30条 (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)<br/><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第31条 (取締役の報酬)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第31条 (取締役の責任免除)<br/>(条文省略)</p> <p>第32条 (取締役会規程)<br/>(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第33条 (監査役の員数)<br/>当社の監査役は3名以内とする。</p> <p>第34条 (監査役の選任)<br/>監査役は、当社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任する。</p> <p>第35条 (監査役の任期)</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第36条 (常勤の監査役)<br/>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p>第32条 (取締役の責任免除)<br/>(現行どおり)</p> <p>第33条 (取締役会規程)<br/>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第34条 (常勤の監査等委員)<br/>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第37条 (監査役会の招集通知)</p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第38条 (監査役会の決議方法)</p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第39条 (監査役会の議事録)</p> <p><u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、法令の定めるところにより備え置く。</u></p> <p>第40条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>第35条 (監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発送する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第36条 (監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第41条 <u>（監査役会の報酬等）</u><br/> 1. <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u><br/> 2. <u>監査役の報酬等は、取締役の報酬等と区分して定めるものとする。</u></p> <p>第42条 <u>（監査役会規程）</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条 <u>（会計監査人の設置）</u><br/> （条文省略）</p> <p>第44条 <u>（会計監査人の選任）</u><br/> （条文省略）</p> <p>第45条 <u>（会計監査人の任期）</u><br/> （条文省略）</p> <p>第46条 <u>（会計監査人の報酬等）</u><br/> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第47条 <u>（会計監査人の責任免除）</u><br/> （条文省略）</p> | <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第37条 <u>（監査等委員会規程）</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条 <u>（会計監査人の設置）</u><br/> （現行どおり）</p> <p>第39条 <u>（会計監査人の選任）</u><br/> （現行どおり）</p> <p>第40条 <u>（会計監査人の任期）</u><br/> （現行どおり）</p> <p>第41条 <u>（会計監査人の報酬等）</u><br/> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第42条 <u>（会計監査人の責任免除）</u><br/> （現行どおり）</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第48条 (事業年度)<br/>(条文省略)</p> <p>第49条 (期末配当金)<br/>(条文省略)</p> <p>第50条 (中間配当金)<br/>(条文省略)</p> <p>第51条 (期末配当金等の除斥機関)<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条 (事業年度)<br/>(現行どおり)</p> <p>第44条 (期末配当金)<br/>(現行どおり)</p> <p>第45条 (中間配当金)<br/>(現行どおり)</p> <p>第46条 (期末配当金等の除斥期間)<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                   |
| <p>附則</p> <p>1. 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> | <p>附則</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第18期定時株主総会終結前の行為に関する任務を行ったことによる監査役 (監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第18期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号   | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1           | 工藤 勉<br>(1983年7月4日生)   | 2004年7月 株式会社免許オンデマンド<br>取締役<br>2006年3月 当社設立 取締役<br>2011年3月 当社代表取締役社長（現任）       | 2,556,300株     |
| 取締役候補者とした理由 |                        | 当社の創業期より今日まで一貫して当社の経営を主導してきた豊富な経験と知見、高いリーダーシップを有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。 |                |
| 2           | 荒井 裕希<br>(1981年9月17日生) | 2004年4月 株式会社カスケード入社<br>2007年5月 当社入社<br>2008年2月 当社取締役（現任）                       | 109,500株       |
| 取締役候補者とした理由 |                        | 当社の創業期より取締役として事業拡大を牽引し、当社サービス開発に豊富な経験を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。          |                |

|             |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 3           | <p style="text-align: center;">ヤマザキ シンイチ<br/>山崎 晋一<br/>(1963年8月2日生)</p> | <p>1988年5月 株式会社リクルート入社</p> <p>1990年7月 株式会社リクルートスタッフィング入社</p> <p>2006年7月 エン・ジャパン株式会社入社</p> <p>2009年2月 同社取締役管理本部長</p> <p>2010年10月 スリープログループ株式会社入社</p> <p>2011年1月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2011年9月 株式会社フォーラムエンジニアリング入社</p> <p>2013年1月 パーク24株式会社入社</p> <p>2016年11月 タイムズサービス株式会社<br/>転籍</p> <p>2018年6月 当社入社</p> <p>2021年1月 当社取締役（現任）</p> | 11,700株 |
| 取締役候補者とした理由 |                                                                         | 財務経理、人事をはじめとした管理部門の責任者として豊富な知識・経験を有することから、これらの専門性、経験、見識を活かし、引き続き取締役として選任をお願いするものです。                                                                                                                                                                                                                                           |         |

|             |                                                                         |                                                                                                                                                                 |      |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 4           | <p style="text-align: center;">ヒライ タカヒト<br/>平井 隆仁<br/>(1987年5月10日生)</p> | <p>2012年4月 株式会社日本政策金融公庫<br/>入庫</p> <p>2014年12月 当社入社</p> <p>2017年12月 株式会社博報堂DYデジタル<br/>入社</p> <p>2020年4月 当社入社</p> <p>2020年9月 当社執行役員</p> <p>2021年4月 当社取締役（現任）</p> | 900株 |
| 取締役候補者とした理由 |                                                                         | <p>経営企画室長として、コンサルティング及び事業戦略全般について豊富な経験と業界見識を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>                                                                                   |      |

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社の株式の数は、当期末（2023年12月31日）現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員会である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                     | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                         | イマムラ ゲンタ<br>今村 元太<br>(1988年1月4日生) | 2006年10月 株式会社春木家総本店<br>取締役(現任)<br>2010年1月 有限責任監査法人トーマツ 入所<br>2017年11月 当社監査役(現任)<br>2018年2月 今村元太公認会計士・税理士事務所<br>開設 同所長(現任)<br>2022年3月 株式会社情報戦略テクノロジー<br>監査役(現任)                                                            | 18,600株        |
| 監査等委員である<br>社外取締役候補者とした理由 |                                   | 公認会計士・税理士として長年培われた会計・税務における専門知識に基づく豊富なコンサルティング経験及び見識を有しており、当該知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督及び助言を期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。                                                                                          |                |
| 2                         | カトウ フミコ<br>加藤 扶美子<br>(1988年3月3日生) | 2011年1月 三優監査法人 入所<br>2013年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所<br>2017年11月 東京建物株式会社 入社<br>2020年7月 EY新日本有限責任監査法人 入所<br>2023年9月 株式会社KATOコンサルティング設<br>立 同代表取締役(現任)<br>2023年9月 加藤扶美子公認会計士事務所開設<br>同所長(現任)<br>2023年10月 加藤扶美子税理士事務所開設<br>同所長(現任) | —              |
| 監査等委員である<br>社外取締役候補者とした理由 |                                   | 公認会計士として長年にわたり会計監査や国際財務報告基準に関するアドバイザー等に関与しており、当該知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督及び助言を期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。                                                                                                       |                |

|                                   |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 3                                 | <p style="text-align: center;">アメリヤ レオナ<br/>雨宮 玲於奈<br/>(1975年4月3日生)</p> | <p>1998年4月 株式会社光通信社入社</p> <p>2003年6月 株式会社リクルートエイブリック（現株式会社リクルート）入社</p> <p>2005年12月 株式会社日本医療情報センター（現株式会社リクルートメディカルキャリア）代表取締役</p> <p>2005年12月 株式会社ジャミックスファイナンス（現株式会社リクルートメディカルキャリア）代表取締役</p> <p>2005年12月 株式会社ジャミックス（現株式会社リクルートメディカルキャリア）代表取締役</p> <p>2009年4月 株式会社アールスリーヘルスケア（現株式会社リクルートメディカルキャリア）取締役</p> <p>2012年4月 株式会社リクルートエージェント（現株式会社リクルート）<br/>中途事業本部領域企画統括部執行役員</p> <p>2013年4月 株式会社リクルートホールディングス国内事業統括室カンパニーパートナー</p> <p>2013年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス取締役</p> <p>2013年4月 株式会社リクルートスタッフィング<br/>取締役</p> <p>2014年4月 株式会社アイアム&amp;インターワークス（現株式会社コンフィデンス・インターワークス）代表取締役社長</p> <p>2017年6月 株式会社スマートエージェンシー設立 代表取締役（現任）</p> <p>2017年7月 財団法人日本健康スポーツ連盟理事</p> <p>2018年3月 当社監査役</p> <p>2018年6月 MRT株式会社 取締役（現任）</p> <p>2018年6月 株式会社コンフィデンス・インターワークス取締役（現任）</p> <p>2019年5月 株式会社Grooves取締役（現任）</p> <p>2020年7月 株式会社ナシエルホールディングス<br/>監査役（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社あしたのチーム取締役（現任）</p> <p>2021年1月 当社取締役（現任）</p> <p>2023年2月 株式会社アカリク監査役（現任）</p> | — |
| <p>監査等委員である<br/>社外取締役候補者とした理由</p> |                                                                         | <p>長年にわたり企業経営に深く関与しており、豊富な経験を踏まえた経営全般に対する助言及び取締役の職務執行に対する監督が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |   |



- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社の株式の数は、当期末（2023年12月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 今村元太氏、加藤扶美子氏、雨宮玲於奈氏は、社外取締役候補者であります。
4. 今村元太氏は、現在、当社の社外監査役であります。当社の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年になります。
5. 雨宮玲於奈氏は、現在、当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年になります。
6. 当社は、第1号議案及び本議案が承認可決され、今村元太氏、加藤扶美子氏、雨宮玲於奈氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、今村元太氏及び雨宮玲於奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任がそれぞれ承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、加藤扶美子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2021年8月30日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内としてご承認をいただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、同額である年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告16ページに記載のとおりであります。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2021年8月30日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、選定予定の候補者の員数や現行の報酬の金額、経営環境などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であるものと判断しております。

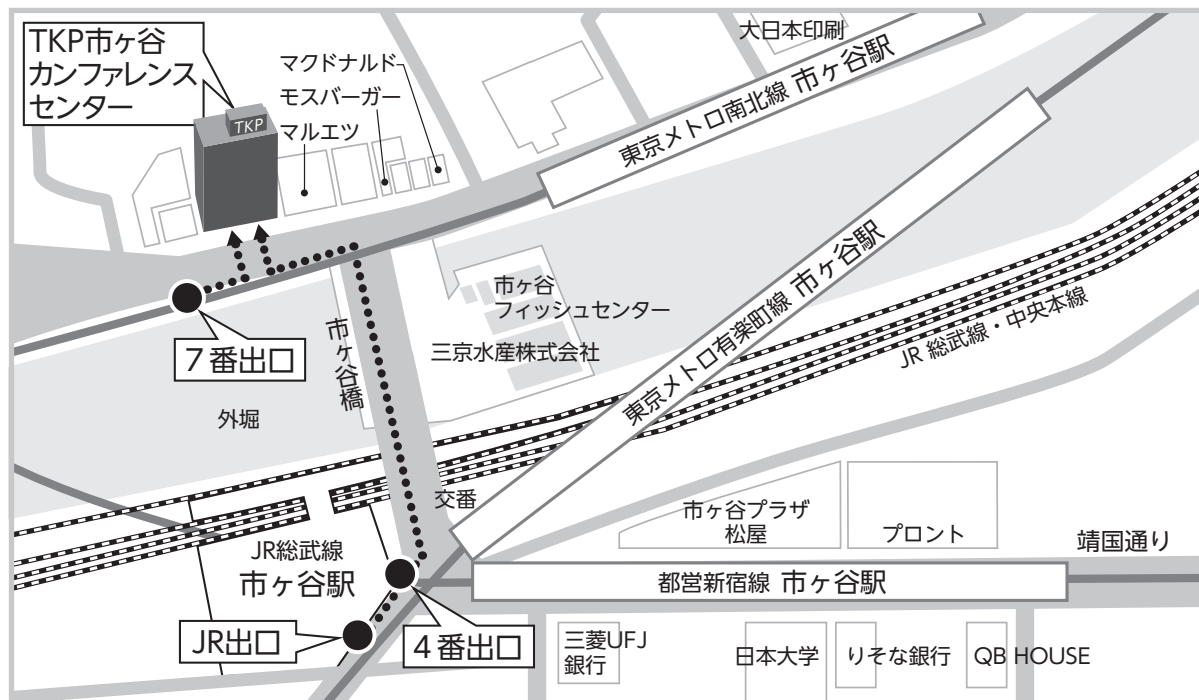
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム6D



### 【交通のご案内】

J R総武線 市ヶ谷駅より 徒歩2分  
東京メトロ南北線 市ヶ谷駅7番出口より 徒歩1分  
東京メトロ有楽町線 市ヶ谷駅7番出口より 徒歩1分  
都営新宿線 市ヶ谷駅4番出口より 徒歩2分